



昭和二十一午十月

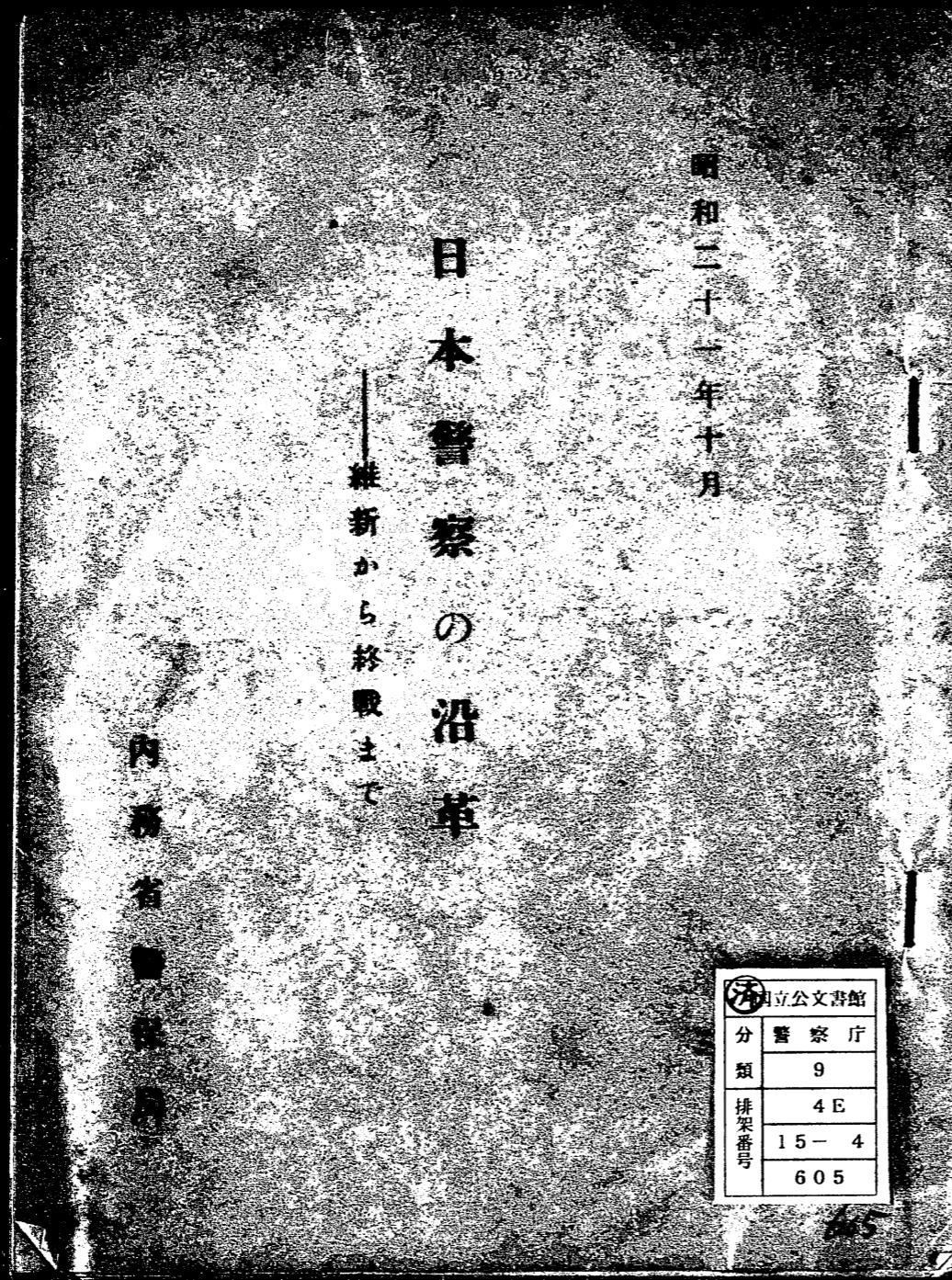
○	國立公文書館
分	警察 庁
類	9
排	4 E
架	15 - 4
番	605

605

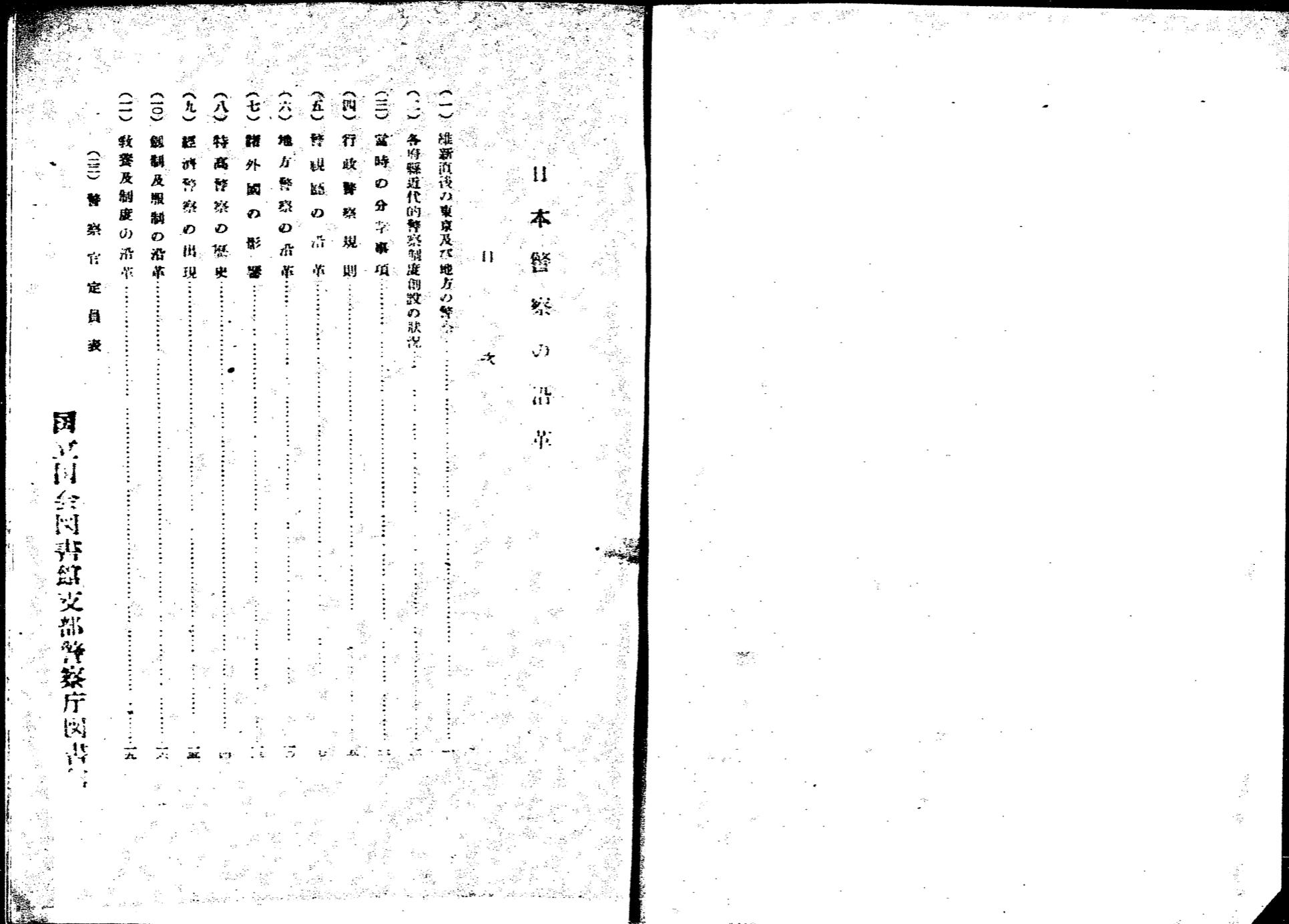
日本警察の沿革

維新から終戦まで

内務省警視廳



原 本 不 明 瞭



日本全国書館支部警察局圖書

(II) 警察官定員表

- (1) 沿革及制度の沿革
(2) 教養及制度の沿革
(3) 警察官定員表

(4) 行政警察規則

(5) 警視監の沿革

(6) 地方警察の沿革

(7) 諸外国の影響

(8) 特高警察の歴史

(9) 経済警察の出現

(10) 銃制及服制の沿革

(11) 教養及制度の沿革

(12) 警察官定員表

II 日 本 警 察 の 沿 革

（一）次

（二）維新直後の東京及び地方の警務

（三）各府縣近代的警察制度創設の状況

（四）當時の分掌事項

（五）行政警察規則

（六）警視監の沿革

（七）諸外国の影響

（八）地方警察の沿革

（九）特高警察の歴史

（十）教養及制度の沿革

（十一）警察官定員表

(一) 維新直後の東京及び地方の警察

大政奉還より屬幕臣に至る間の治安維持は誰によつて行はれ何如なる状態にあつたであらうか。

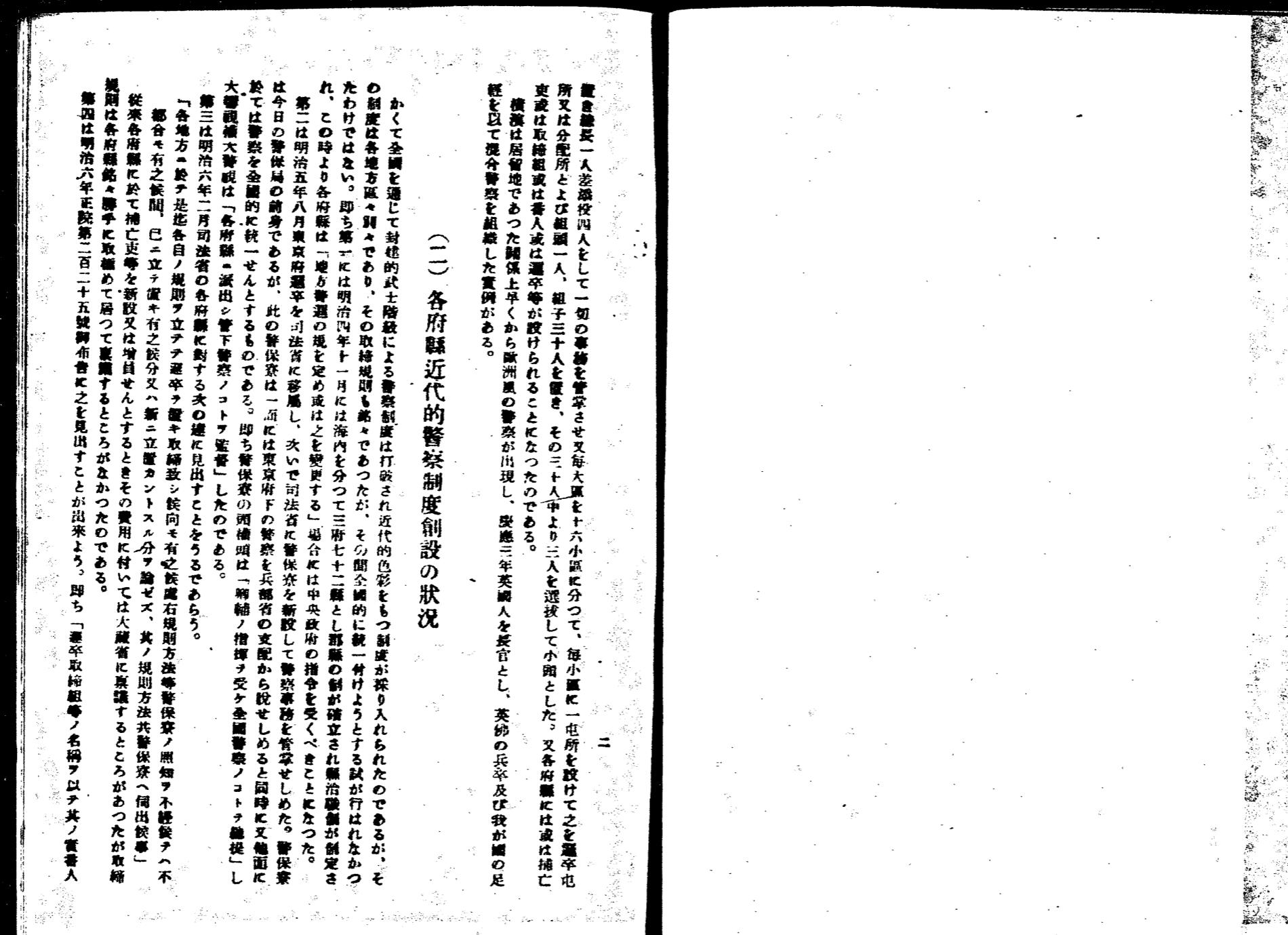
明治元年四月東京大鎮壓頃に親王が江戸御入城になり、篠町奉行とかりた江戸市中取締役となし、ついで江戸市中取締役を變いたのであるが、尙「不逞の徒往々市中を横行し、金錢を索取し、甚しきに至つては強暴の暴行を逞しくするものあり。是を以て十六日督府更に尾紀藤井に遷に命じ、その兵隊をして市中を警邏し盜賊を鎮防せしめた。又翌五月江戸府が開設され江戸府（八月東京府となる）と南北裁判所とが警務一般を司ることになつてからも市中の警邏義務は

専ら各藩兵が交替にて擔つてゐた。

併し藩兵の待遇監察の成績は決して芳しいものではなかつた。

當時各藩兵隊の選退は軍務官（二年正月以前は舊督府）が之を掌り、その頭隸は各藩が之を行ひ、取締の勤務法は東京府が管掌し、その統制は軍務官、各藩、東京府と三邊に出て居たのであるが、二年十一月太政官は東京府の建謹を容れて長崎省をして從來の諸藩の兵士を選抜して、専兵を組織せしめ、その約束、命令、賞罰、罰則を擧げて悉く東京府に委任した。そこで東京府は府兵組を置き府兵規則を定め府下を六大區に區割して取締に當つた。各地方も之に倣つて、府兵、縣兵又は藩兵を組織した。併し府兵、縣兵等の制度も方しい成績を挙げたものではなかつた。

斯の如き状態の下に明治四年七月十四日廢藩置縣が行はれたが、社會の動搖は甚しく、十月十七日太政官は令達して、「今般廢藩・付各地方ニ於テ奸民共徒黨ア結ビ、陽ニ舊知事情調ヲ名トシ志ニ人家ヲ毀焚シ或ヘ財物ヲ掠奪矣族等ノ暴動ニ異無モノ往々有之趣相聞、朝旨ヲ覆視シ、屢々ヲ追犯シ候次第、其罪不輕族僚内嚴處ニ取締即決處置懲戒ヲ可加候。萬一季論リ族類へ所在銀臺へ申出應援ノ措置ニ可及候事」と云つてゐる程であるから、愈々府兵組織を變改する必要があつたのである。かくて明治四年十月二十三日東京府下取締のために選卒三千人が置かれた。そこで東京府は新たに整健にして方正なる丁男一千人を鹿児島に徵募し特に典事川勝利良を同縣に差遣し、これを引率せしめ又別に健兒一千人許を各府縣に徵募し以て取締役を組織しがれが結果は東京府がこれにあつた。即ち府下を六大區を分つて毎大區に一直轄出張所を



(二) 各府縣近代的警察制度創設の状況

かくて全國を通過して封建的武士階級による警察制度は打破され近代的色彩をもつ制度が採り入れられたのであるが、そ
の制度は各地方風々異々であり、その取扱規則も諸々であつたが、その間全國的に統一付けようとする試行はれなかつ
たわけではない。即ち第一には明治四年十一月には海内を分つて三府七十二縣とし郡縣の制が確立され縣治職制が創定さ
れ、この時より各府縣は「地方警巡の規を定め或は之を變更する」場合には中央政府の指令を受くべきことになつた。

第二は明治五年八月東京府巡査を司法省に移属し、次いで司法省たる警察を新設して警察事務を管掌せしめた。警察

は今日の警保局の前身であるが、此の警保察は一面には東京府下の警察を兵部省の支配から脱せしめる同時に又他面に

於ては警察を全國的に統一せんとするものである。即ち警保察の頭締頭は「將輔ノ指揮ヲ受ケ全國警察ノコトヲ總提」し

大警視監大警視は「各府縣ニ派出シ管下警察ノコトヲ監督」したのである。

第三は明治六年二月司法省の各府縣に對する次の連に見出すことをうるであらう。

「各地方ニ於テ是迄各自ノ規則ヲ立テ巡査ヲ置キ取締致シ候向モ有之族處右規則方法等警保察ノ照知ヲ不經俟テヘ不

從來各府縣に於て捕亡吏等を新設又は増員せんとするときその實用に付いては大藏省に稟議するところがあつたが取締

規則は各府縣銘々擇手に取締めて居つて實績するところがなかつたのである。

第四は明治六年正院第二百二十五號御布告に之を見出すことが出来よう。即ち「巡査取締組等ノ名稱ヲ以テ其ノ實務人

ノ職ヲ奉ジ居候類へ總テ番人ト改稱可致此旨相應矣事」これは各府縣に於ける名稱の不統一を番人制度を以て統一せんとする試であつたのであるが、番人と改稱するについては各府縣の意々たる反対を免れ得なかつた。その理由とするところは、番人には從來賊多非人が用ひられてゐたからである。そこで東京府を除く各府縣共遷卒と改稱されることになつて統一された。その後同年六月地方官會議で「遷卒の名稱變更ならず警察課に準じて巡査と改稱すべき旨決議參り、同年十月「遷卒を巡査と改稱すべき旨」といふ布達を見たのである。これに於て我が國の巡査制度は確立され名實共に統一ある。

かくて維新後の藩兵による警察と軍政との混同時代は去り、新たに近代的な警察制度が樹立されることになつたのであるが、これは尚司法と警察との混淆したものであつた。即ち既述の如く警察は司法省に屬し地方各府縣では關稅課なるものが警察と統稱と併掌してゐたのであるが明治七年一月には警保寮が内務省に管轄され明治八年三月には行政警察規則が發布され、明治八年十月には地方廳に新に第四課なる警察事務官掌の獨立課が創設せられて司法と警察との分離が行はれ、明治四年から明治八年の間に我が國の警察制度は近代的組織の一應の整備を見たのである。

(二) 當時の分掌事項

次に明治四年から明治八年に亘る間の警察司法混淆時代及び明治八年に行はれた兩者分離當初に於ける警察の所掌事項について略記する。

(1) 司法省警保寮 明治四年七月九日刑部省及御正臺を廢止して司法省を設置するや、從來刑部省及兵部省の兩省管轄に屬した我が國警察は漸次司法省に統一せられ、これに司法と警察との混淆時代を生ずるに至つたのであるが、明治五年八月司法省に警保寮が設けられ、警保寮は東京遷卒の直接指揮に當ると共に、全國の警察作用を直轄し、大警視以下の官吏を全國に派遣して府縣所屬の捕亡吏番人等を指揮監督するに至つた。

明治五年十月定められた警保寮章程第二條にその所掌事項を規定してはく

「警保寮ヲ經タノ經百ヘ國中ヲ安寧ナラシメ人民ノ健康ヲ保護スル爲ニシテ安寧健康ヲ妨ダル者ヲ撲滅スルニヤウ」

四

(2) 府縣警訴課 明治四年十月維治條例が發布され、地方各府縣の警察事務は訴訟裁判の事務を所掌する檢訴課に於て管掌し縣令參事等の指揮を受けて其事之が主任となり、その部下として大屬、檍大屬、少屬、捕少屬、史生、出仕等の官員を置いてその事務を掌理せしめたのであるが、今日の行政警察事務は當時に於ては一般行政事務とされ、庶務課

租稅課等に於てもその幾分残を管掌する状態であつた。該條例を次に摘録する。

○檢訴課「縣内ノ訴訟ヲ審理シ其情ア否シテ長官ニ具陳シ及縣内ヲ監視シ罪人ヲ處置シ捕亡ノ事ヲ掌ル」

○庶務課「社寺、貢賦戸籍並ニ人畜ノ數ヲ稽查シ並長里正ノ勤惰ヲ察シ官省進達府縣往復ノ文書ヲ案シ學校ノ事務

及課長、里正、戶長等外使補等ノ選退ヲ掌ル」

○租稅課「正租雜稅ヲ收入豐凶ヲ檢査シ及ビ開墾、通船、培殖、漁獲、山林、堤防、營繕、社倉等ノ事ヲ掌ル」

以上は司法と警察の混淆時代の職掌の梗概であるが明治六年十一月には内務省が設置され翌七年一月には警保寮が内務省に移管され、同時に東京警視廳が警保寮から獨立し、各地方廳には第四課が設けられ司法と警察とが分離されるに至つたのである。以下これらの分掌事項を概記する。

○内務省「戸籍ノ法ヲ更生シ警備ノ規則ヲ改正スルコト。

出版新聞等ノ諸規則ヲ設立更生スルコト。

警察賣業ノ規則ヲ設立更生スルコト。

遊樂場及公園ノ規則ヲ設立改定スルコト。

演劇、若觀物取締ノ方法ヲ施行スルコト。

行政警察ノ規則ヲ施行スルコト。

出版新聞等ノ諸規則ヲ施行スルコト。

警察賣業ノ規則ヲ設立更生スルコト。

○東京警視廳 明治七年一月制定の東京警視廳職務並事務章程によれば

務ヲ四項ニ大別ス。其一、人民ノ権利ヲ保護シ繁榮ニ安ンゼシム　其二、健康ヲ看護シ生命ヲ保全セシム　其三、放逐浮浪ヲ制シ風俗ヲ正シクセシム　其四、國事犯ヲ隠密中・探査等防ス」

と規定されて居り、本廳分課として文書、履歷、規則、安寧、用度の五課が置かれた。

東京警視廳は明治十年一月には一度設され、内務省に警視局を置き東京府下警察事務を内務大臣直轄の下へ移したが後四年を経て明治十四年一月再び警視廳が設置されたが、この分課職務は前述の警視廳の沿革で觸れる所にする。

○第四課：明治四年制定の府縣官制及警察規則に基いて同年十一月より翌五年に亘り各府縣に設けられた。駕説課は當時は専ら司法警察の時代であり、警察は犯罪者の搜査逮捕及びその処理が重要な任務であつたため警察事務と併せ裁判に關する事務と刑罰の事務を兼掌してゐたが、他面行政警察事務は一般行政事務として庶務課及租稅課である。此の時に於てはまだ獨立の一課となつてゐなかつたが、明治八年三月には行政警察規則が制定され、八年十一月三日には駕説條例を廃止し新たに府縣駕説並事務掌程が發布され、府縣に六課を置き、第四課をして警察事務を管掌せしめることになった。該課は原に警保課又は警察課と指稱され、こゝに獨立の一課として誕生したのであるが、當時に於ける第四課は行政警察司法警察の外囚獄の事務をも管掌した。一面明治四年以來警察の権幹として、その發達に貢獻してきた駕説課は新たに生れた警保課に主導事務の大半を奪はれ、訴々裁判の事務のみを管掌し満足の府縣の課中より除かれ明治九年には各地方共府縣裁判所と改稱され後府縣地方裁判所となつたのである。

(四) 行 政 警 察 規 则

明治維新直後の軍政と警察との混同時代は警署監視によつて終始を告げ明治五年八月には司法省に警保課が設けられ、警保課は東京府下の駕卒を直接指揮すると共に大警視以下の官吏を全國に派遣して全國警察作用を直轄することとなり、

各地には明治四年十一月駕説課が設けられて、警察事務と裁判事務とを併掌することになつたことは警署の通りである

が、こゝに至つては司法と警察との混同中に中央集權時代となつたのである。かゝる事情の下にあつた明治五年九月警署監視制の爲め駕説を廃止せられた警保課大警視川崎利良は翌六年九月駕説して警保課本位道に警署監視を然出し、司法警察行政警察とを分離すべきこと、内務省を設置すべきこと、府縣警署を府縣長官に委託すべき事を建議した。政府も直ちに聽かされるとこあり、明治六年十一月には内務省を設置し翌七年一月には警保課を内務省に移し内務省をして全国の警察を管轄せしめ、同年東京警視廳を創設して東京府下の警察と警視廳をして管掌せしめ、府縣に於ける警察は知事をして管掌せしめた。

之と同時に七年一月には司法警察規則が制定され、七年二月から兩次府縣警説課は警保課と地方裁判所に分け、翌八年三月には行政警察規則が發布され、こゝに司法と行政警察とが雖然と區別され、司法警察の時代より行政警察の時代へ、中央集權より地方分權へと轉換して我國警察制度の基礎は確立せられたのである。明治八年三月發布の行政警察規則こそ我が國警察制度を基礎づける根本法とも云ふべきものである。以下その内容を略記する。

該規則は明治八年三月太政官通報二丸綱として發布され全文四章に划分され、第一章には「警察職務之事」と掲げ行政警察の権限その他の規定を規定し第二章は「警察勤務之事」第三章は「巡査勤務之事」と規定し、幹部・巡査夫々の勤務方法を定め、第四章は「巡査心得之事」として巡査職務執行上の心掛べき事項を述べてゐる。

我が國警察制度に創制的な變革を施すものと思料される第一章を次に摘記する。

- 第一條 行政警察ノ職務タル人民ノ凶害ヲ警防シ安寧ヲ保全スルニアリ
- 第二條 各府（東京府ヲ除ク）都長官其事務ヲ擔任シ警部ヲシテ之ヲ分掌セシメ、便宜各所ニ出張シ巡査夫々の勤務方法を定め、其ノ勤務ヲ大別シ四件トス
- 第三條 其ノ勤務ヲ大別シ四件トス
- 第一、人民ノ警察ヲ防護スル事
- 第二、犯人ヲ捕獲スル事

第三、放蕩遊蕩ヲ制止スル事

第四條 行政警察廳防ノ力及ベシテ其ノ犯人ヲ拘束逮捕スルハ司法警察ノ職務トスル之ヲ行
政警察ノ官ニ於テ行フトキヘ被取拿捕並司法警察規則ニ照スベシ

第五條 警察官へ共同一般ノ被疑ア計リ一審審判ノ小過ア要タ可ラズ且一己ノ功ヲ食リ警察一般ノ目的フ達ル可ラズ

(五) 警視廳の沿革

警視廳は最初佐幕の治安維持の大任に當るものであり、且該藩謀叛時に藩主とも云ふべき鍋川氏が失脚し、警視廳の成立後は藩主に於いても異つたものがあつた。従つてことに特に

(1) 各藩兵の交代警視時代（明治元年四月—明治二年十一月）

明治元年四月東征大總督宮江戸押入城になるや江戸市中の警備は、尾紀薩長等の十二藩が輪番之にあたつてゐた。

(2) 東京府兵時代（明治二年十一月—明治四年十月）

明治二年十一月には太政官は東京府の統轄を容れて府兵を組織しこれが就卒を東京府に一任した。

(3) 就卒時代（明治五年八月—明治五年八月）

明治四年七月十四日の慶應義塾に伴ひ、從來の武士階級を基盤とする府兵制度は廢止され、明治四年十月二十三日には東京府下取締のため就卒三千人が解かれた。

（以上三時代は前述「慶應義塾後の東京及び地方の警察」を参照）

(4) 司法省警保廳時代（明治五年八月—明治七年一月）

明治六年九月歐洲より歸朝した警保廳大幹視川路利良の建議に基いて明治六年十一月内務省を設置し、翌七年一月九日司法省警保廳を内務省に移管し、七年一月十五日東京警視廳が設置せられた。

同年一月二十七日には從來の就卒は巡査と改稱せられた（警視廳以外の地では八年十月）

(5) 内務省警視局時代（明治十年一月—明治十四年十月）

明治十年になつて鹿児島縣下に不穏の空氣が流れるやうになると明治七年設置した東京警視廳は廢止されて、内務省の警視局に合併され、之を總括する大幹視が全國の警視廳を直接指揮する迄になつた。この改革は経費節減を名として行はれたのであるが、その實は優秀な首都警備力を以て、不充分な地方警備を強化せんと企てたものと思はれる。

(6) 警視廳時代（明治十四年十月—十四日現在）

上述の如き制度は當時の治安情況からみて已むを得ない處置ではあつたが、かくの如き極端な中央集権的組織は國內治安が平穏に復するにつれて必要がなくなり、明治十四年十月十四日の改革によつて警視廳が再び獨立設置せられ同時に警視局は警保局と改稱され略々現在の如き制度となつた。

警視廳の設立は明治十四年一月十四日太政官達第三號を以て警視廳設立並事務章程に規定されてゐるが明治七年二月設置のものが東京警視廳と稱して東京の文字を冠稱したが新設の警視廳は特に警視廳監の名稱を以てした。警視廳によれば「警視廳は東京府下警務事務を總理し、消防隊及監獄を管轄し、次の諸局及部署を設け各其の事務を辦理す」とされて居り諸局及び部署としては「内局、書記局、第一局、第二局、巡査本部、警察署、消防署、監獄署」が舉げて居る。各局、部署の所掌事項としては内局に於ては、國事上の一般警察、政治警察、出版物及外國人に關する事項、警察の事を、巡査本部は巡査の召募、賞罰、點防、及び指揮監督を警察署は管内の行政司法一切の警察事務を消防本署は消防隊員指揮監督、火災消防に關する事項と警獄署は監獄職員の監督、未決、既決、各囚禁獄の事項を各管掌した。

第三章 特別高等警察の沿革

その後も若干組織の變遷はあつたが、特記すべきことは、明治三十六年三月の監獄事務の司法省移管と明治四十四年八月の特別高等警察課の新設である。即ち明治四十三年五月の赤毛事件を契機として、全國に亘って警視廳の總監官房に特別高等警察課が設けられ（總監官房高等警察課が高等警察課及び特別高等警察課に分れた）、社會運動の取締りの掌にあることになった。

かくて大正二年頃には官房（文書、高等、特別事務）書務部（書類、登記、刑事、事務）保安部（保安、交通事務）衛生部（衛生事務）消防部（消防事務）の各部局の結構を見、略々現在の如き形態をとるに至つた。

(1) 大正十年六月刑事課が書務部から獨立して刑事部となつた。

(2) 昭和七年六月官房特別高等警察課は獨立して、特別高等警察部となつた。

(3) 昭和十三年七月保安部保安課に經濟警察係が新設されたが、これは同年八月保安部の經濟保安課に昇格し、ついで昭和十六年二月には獨立して經濟警察部となつた。

(4) 衛生事務は明治十四年四月には第一局で取扱ひその後、書務局又は第四課等で取扱ひてゐたが、大正二年六月衛生部として獨立更に昭和十六年二月保安衛生部の衛生課となり、昭和十七年十一月には該部は保安部となり衛生事務は東京府に移管された。但し警察取締の面は保安部の衛生係がこれを處理した。

(5) 昭和十九年七月保安部は解體し、財政、勵業、保安等の事務は經濟警察部に吸収された。即ち保安、安寧、風紀、兌行、交通、運輸等の事務は經濟警察部に吸収された。

（6）昭和二十年六月の大正の終末期においては警視廳には總監官房、書務部、特別高等警察部、消防部、特別高等警察部及び衛生部の七部局を有してゐた。

由るに終戦後聯合軍司令部の指令により、特別高等警察部は昭和二十年十月十三日廢止され、更に勵業、行政の東京都移するところとなつた。現在（昭和二十一〇〇）警視廳の部局は官房、書務部、刑事部、保安部、消防部の五部局である。

(1) 政治警察^ノ 所謂高等警察は古くは内局又は第三局で取扱つてゐたが、明治二十四年の改正により官房で取扱ひ三十七年八月には、高等課と呼稱され官房に屬したが昭和十年六月には選舉處正の見地から發展的解消して

情報課となり、その後情報課、情報課、更に情報係と改められ昭和二十一年十月十三日廢止された。

(2) 思想警察^ノ 特高警察は明治四十四年八月官房に新設され、昭和七年六月特別高等警察部に昇格、昭和二十年十月十三日廢止された。

(3) 調査法關係^ノ 勞働争議調停の事務を處理するため、大正九年十月特高課に労働係が新設され大正十五年五月には官房の調停課に昇格、昭和七年六月には特高部の調停課となつたが昭和二十年十月十三日廢止された。

(4) 工場法關係^ノ 工場法關係事務を處理するため大正五年一月保安部に工場監督官が設けられたが、大正六年三月には保安部に工場課が新設された。昭和十六年一月には保安衛生部の工場課、昭和十七年十一月には保安部の労政課となり、昭和十九年七月には労政部の労政課となり、昭和二十年十二月二日東京都に移管された。

(5) 建築關係^ノ 大正九年十一月保安部に建築課が新設されたが昭和十八年七月東京都に移管された。

(6) 特別警備隊^ノ 昭和八年十月警務課に特別警備隊が新設され後警備隊更に警視廳警備隊とよばれるに至つたが昭和二十二年二月廢止された。

（六）地方警察の沿革

大政奉還直後、各地方は依然として封建藩主、これが統治権を握つて居り、從つて警察もその例外たりうるわけがなく舊幕時代の與力、開心又は武士階級から集められたものを以て警察事務を操掌してゐた。即ち舊幕時代の藩兵力を基盤とする府兵、縣兵時代である。

慶應義塾直後明治四年十月東京に選舉の制が採用せられると各地方も之にならつて抽選吏の制度がとられるに至つた。ついで明治四年十月發布せられた解治條例に基き府縣には選舉課が設けられ、該課の職務は民刑の裁制及び司法警察がその主を占め、行政警察はその萌芽を認めるにすぎなかつた。徒つてこの時代は司法と警察との混濁時代でもつたので

あるが明治六年十一月の内務省の設置、明治七年一月の警保令の内務省移管明治八年三月の行政警察機関の設立等により司法と警察とが理論上分離されるや明治八年十月には警察、巡査の官職が改められ、翌十一月には縣治條例が廢止され、新たに府縣制並事務掌理が発布され、府縣では第四課を設けて警察事務を管掌することとなり、第四課は別に警保課、警察課とも呼稱され、翌九年迄には全國各府縣に警察事務掌掌の獨立課が設けられるに至り從來の司法及警察の混淆時代の產物たる監視課はその事務の大半を奪はれて、今がて地方裁判所となつた。かくして明治四年七月十四日の廢藩置縣から明治八年三月の行政規則發布迄に現行警察制度はその純に就いた。

明治十三年四月には全國一齊に從前第四課と警保本署と改稱し、翌十四年十一月には府縣に警察部長を置き警察部長を以て警察本署長とした。

明治十九年七月の地方官制の大改革によつて府縣知事は警察事務を總理することを明確にし、府縣知事が警察事務に付府縣令を置する權限あることを定め、且從來に於ては警部長は國事警察については直に内務省の命令を奉じ、又は直にその事務を具狀することが出來てゐた制度を廢止して警部長は職務一切について知事の指揮監督を受くる等、府縣知事はこゝに名實共に管内に於ける警察事務を統轄し、地方警察官廳として又内務大臣に次ぐ第二級の警察官廳として、その存在を一層明かにするに至つた。その後度々となく改正は行はれども、如事のこの權限には何等の變更なく現在に至つてゐる。

明治十九年七月警察本署は警察本部と改稱され、更に明治二十三年十月には警保部と改められるに至つた。

明治三十六年三月には監獄に関する事務を府縣行政事務中より除き明治三十八年四月警察部は第四課と稱せられたが、

明治四十年七月には再び警察部と改稱され、警察長は警察部長と呼ばれることになつた。大正十三年十二月警察部長を職名とし書記官を官名とする様になつたが後警察部長とその官名として現在に至つてゐる。

明治十九年七月警察各課は警察本部と改稱されたが都内には警察、保安、主計の三

課が設けられ、警察課は警察の組織立案及び本部の庶務を、保安課は、安寧、宗教、衛生、風俗、教育、農業、河川、道路、建築、山林、田舎、漁業、開拓各事務の事務及び各部の監督を主計課は警察に關する出納調度の事務を掌つた。

二

明治二十三年十月十日の地方官制の改定により警察本部は警察本部と改稱され、府縣警察部には警務（從前之主計課は改稱ね該課に合併された）保安の二課が存在し、大阪府の如き政治上重要な地には別に高等警察課が置かれた。

明治二十六年の官制改正に當り衛生事務を警察部に移管し衛生課が設けられた。衛生事務は二十三年十月から獨立の一課として内政部に屬してゐた。明治三十六年三月には監獄に関する事務が府縣行政事務中より除かれた。明治四十四年頃から明治四十五年頃迄の間に、從來は警察署課のみにあつた高等警察課が政黨政治の發達と、地方民衆の政治意識の向上に伴つて全國各府縣に設置され、警察部の各課は警務、保安、衛生、高等警察となつた。

明治四十四年三月公布の工場法は大正五年九月一日より實施され、その施行に關して済水権更府縣に工場課が置かれる様になつた。

大正十一年一月には刑事警察の充實を期するため、從來保安課で取扱つてゐた刑事警察事務を分離して全國一齊に刑事課を獨立せしめた。過激なる社會運動取締りのため明治四十四年警視廳に始めて特別高等警察課が設けられ、大正十二年に

は全國重要府縣に特別高等警察課が創設せられ、ついで昭和三年七月には全國府縣一齊に特別高等警察課が置かれるに至つた。

大正十五年七月、勞働爭議調停法の實施に伴ひ重要府縣警察部に調停課が置かれた。昭和四年八月には婦女保健法實施のため、警察部に健康保險課が設けられた。

爾來我が國が準戰時、戰時の體制に入るや警察の職務は增加の傾向を示し、各課の整備擴充統合が行はれた。その主要なものと示せば

(1)高等課は昭和十年遷革廳正の見地から廢止され、その事務は書記室書務課又は情報課がこれを行ふことになった。

(2)衛生課は昭和十七年十一月内政部に移管され衛生は衛生事務執行に關して、主務當局と協力することになった。

(3)支那事務の進展に伴ひ、わが國經濟機構と戰爭目的に即應せしめるため、昭和十三年八月各府縣に經濟保安課を新設し、更に勞働課、衛生行政のために、調停課、輸送課が設けられるに至つた。

(4)防空警備、治安警備のため警防課が新設されたのも戰時中の大きな變革であらう。

次に終戰時に於ける警察部の代表的形態と思はれる部門課の分課を記してみれば警務課、書記室、特別高等警察課、刑

事課、警務課、労政課、經濟保安課、審訪課、勤務課、保健課、練習所である。

各課の職務をやることはやめるが監察課は監視課と高く勞務機關を主たる任務とし、労政課は工場監督、労務管理を主たる任務としていた。

従つて、前述の工場課は労政課に而停課は労政課及び特別高等課に變容したものと思われる。

終戦後、官廳等の自由が呼ばれると特高警察は廃止され、又警察は助長行政から手を引くべしとの要請のもとに労務行政は内政部へ移管された結果、労政課、勤務課及び健康保険課は警察部から除かれ、經濟保安課は防犯課又は保安課と改稱して、専ら防犯的見地から經濟統制反取締に活躍することになった。

(七) 諸外國の影響

我が國の警察は明治三十年代の完成期に至る迄外國の制度や法網を探り入れて變遷して來たのであるが、その模範となつた國々は年代によって異り、英・佛・獨・米諸國は警察に關する限り殆んど我が國に影響を及ぼさなかつた。——の順序に従つて、次第に移つて行つたことが沿革と注目される。

(1) 最初は英國。明治七年に置かれた東京警察廳は川路大警視が主としてパリの警視廳を模倣して立案したものであると傳へられてゐるが、それより以前の我が國の警察には英國の警察がかなり、影響を與へてゐる。當初の警察——まだ警察といふ概念はなかつたが——官用語として「ボリス」の名を以て呼ばれたこと、明治五年の横濱の赳卒が帽子に「錦章ニ西洋字ト日本字ヲ白ク看記シ」たものをつけたこと、全國的に赳卒に佩刀を許さず、警棒のみを持たしめてゐたこと、最も早く開拓された警察の書類が英書によつた選舉回答であつたことなどからして、這般の消息と接觸することが出来よう。然らばこの最も早く輸入をされた英國式警察が何故我が國で育たなかつたであらうか。

其後をられる理由の第一は、英國式自治體警察の本質がわが政治組織に適應しなかつたことである。蓋し維新以來の我が國の政治行政は、中央集權的全國統一思想を根柢として居り、遂に當時は尚ほ不平の徒が各地に散在して地方の治安が十分に確保せられず、中央政府の能力を強化擴張することが何よりも必要であったので、極端な地方分権主義

による英國式警察では、實施上困難が感じられたからである。第二には美國式行政制度や運用が永年の慣習や断片的な法令で組立てられた複雜なものであり、理解しがたかつたからである。

(2) 次は佛國。次に採用せられたのは、フランスの制度であった。

フランスはドイツに破れて共和國になつてゐた——ナポレオン三世・パリ一城下の盟が明治四年一月一日——のであるがナポレオン一世時代に完成した法律制度は、なほ當時の歐洲で讃美されて居り、明治五年に渡欧した川路大警視なども特にパリの警視廳に關心をもつて観察したのであるから自然同國の警察制度が我が國に採り入れられたのも無理はない。

(3) 最後は獨逸。然るにその後になつて新興ドイツの勢力は大陸を壓し、殊にフランスが共和國になつて以來の思想傾向は明治政府の精神と方向を異にしてゐたので、君主國として政治の態勢が似通ひ、且急速に法律制度の進歩して來たドイツの文物が我が國に移入せられた。ドイツ式警察制度の移入は明治十八年のヘーリン大尉の來朝によつて具體化したもの。如く思はれる。

かくて我が國警察は、英・佛・獨等の制度を取り入れ、明治二十年前後、條約改正が略々成らうとした頃には一應日本式警察が完成したとみることが出来よう。

(八) 特高警察の歴史

特高警察の對象たる國家社會の安寧秩序を破壊するが如き、社會運動は形式こそ異なる何れの社會に於ても存在してゐたのであり、従つてかかる運動の取締は古くは各府縣警察部の保安課又は高等課にて分掌してゐたのである。然し乍ら所謂社會運動は隠して社會主義運動のことを指稱するものであり、この社會主義運動が創めて日本に起つたのは明治三十一年頃のことであるが、それが特に警察取締りの對象となされたのは、明治四十三年無政府主義者幸徳秋水一派が明治天皇の鳳輿に爆弾を投げんとした、所謂大逆事件の發生に鑑み、明治四十四年八月警視廳官房に特別高等課が設けられたのに始まる。爾後歐洲大陸附近は社會主義運動は殆んど屏息狀態にあつたからであるが、大正六年ロシャ革命に刺殺されて

計會主義運動が盛になり、大正七年に至り野球界が實じた事業界の發展と物價の昂騰による同年八月米騒動を契機として、勃興した労働運動に伴ひ、大正十二年には北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、愛知、福岡、山口、長野の十府縣警察部に特高課が設けられたが、共産主義運動はその後益々尖鋭化され、大正十五年十一月佐野寧、市川正一、銀山貞親、藤本和男、三田村四郎、徳田球一等によつて組織された秘密結社日本共産黨は益々過激なる運動を展開し、我が國體を變革し、ロシヤ式革命を行はんとするに及び昭和三年三月十五日の全國共産黨一齊檢挙に促されて昭和三年七月更に殘餘の各府縣警察部にも特高課が設けられるに至つた。而してその後ロンドン條約、滿洲事變等を契機とし、社會情勢の深刻化に伴つて從來の社會主義運動の外に過激なる國家主義運動の擴張を見、昭和七年五月十五日、海軍士官を中心とする所謂五一五事件の發生するに及んで、これ等も亦國家社會の安寧秩序を破壊する社會運動として特高警察取締の對象となり、同年六月、警視廳ではその機構を充實せんがため從來總監官房に屬してゐた、特別高等課を昇格して特別高等警察部が設けられた。而るに今次大獄が我が國の敗戦に終るや昭和二十年十月四日附聯合軍最高司令官よりの帝國政府定「諸種ノ自由一對スル諸制限ノ撤廃ニ關スル件」覺書に基き、こゝに特高警察は廢止せられ、内務大臣、警保局長、警視廳以下特高警察關係者の一齊罷免を見るに至つた。

(九) 經 濟 警 察 の 出 現

日清、日露兩大戰等に於ては戰爭は未だ暴力的形態をとつて居らず、從つて戰時中に於ける警察活動も特記すべきものはないなかつた。

而るに今次戰爭に於ては、國家の能力をあげ、國內四方の戰場の國家能力戰となり軍需資材充足のため、國家經濟を強度に統制する必要が生じた。こゝに於て昭和十三年七月二十九日には内務省警保局に經濟保安課が設けられ警視廳には昭和十三年七月保安部保安課に經濟警察係が新設され（該課は昭和十三年八月に保安部の經濟保安課に昇格ついで昭和十六年二月には獨立して經濟警察課となつた）その他の府縣警察部には昭和十三年八月經濟保安課が新設せられて、經濟統制の第一線を擔當することに至つた。經濟警察の職務を擧げれば次の如くである。

一五

一六

（一）財政法令の調査
（二）財政法令の執行の監視
（三）財政法令の遵守の監視、取締、指導
（四）財政の監督（財政法令の遵守規定の違反取入等の施行監視）
（五）財政法令の監督、取締、指導を司る指揮
（六）監査
（七）監査の監督、監査の監視、監査の指揮
（八）監査法に付する監査能力
（九）監査法に付する監査権力

（一）監査法の監査の監視、監査の指揮
（二）監査法の遵守の監視、取締、指導
（三）監査法の遵守の監視、取締、指導の監視、監査の指揮
（四）監査法の遵守の監視、取締、指導の監視、監査の指揮を司る指揮
（五）監査法の遵守の監視、取締、指導の監視、監査の指揮を司る指揮

（一）監査法の監査の監視、監査の指揮
（二）監査法の遵守の監視、取締、指導
（三）監査法の遵守の監視、取締、指導の監視、監査の指揮
（四）監査法の遵守の監視、取締、指導の監視、監査の指揮を司る指揮
（五）監査法の遵守の監視、取締、指導の監視、監査の指揮を司る指揮

（一〇） 警制及知制の沿革

（一） 警制の沿革

明治三十一年十一月十一日太政官布告を以て制定、現在、委任のまま及第正五位、羽都右近衛少將、東京

原 本 不 明 瞭

公使と大臣府機に方の筆記が定められた事、これが警務官服制の起源とも云ふべきものであらう。

明治四年五月に大蔵省に詔勅が下され、改めて五年正月に以下各官署の服装が規定されたが、當時の服装について

規定して上次の上に服装を用ひた。

明治六年大小警察、大中小警察及巡査の各官員に服装するため帽子に金環を附し墨字及番人を識別する場

合の理由とした。

明治七年御内閣改修内閣官吏の服装を定められ、東京警察署が制定するを准拠して下大小警察、大中小警察、及巡査

等に金環、緑字、紺字、紺字、及巡査と表示する服装を定めの服装は服装法である。

明治十三年初めて西服以上日本地圖が制定された。

明治十四年内閣官吏に西服、東洋に西服が設けられた。西服と紺字と日本地圖が制定され、更に明治十八年警務官服

規則が制定せられた。西服及紺字、紺字及番人、紺字及番人等との服装に関する規定を設け日本地圖は大體規及紺字及番人等と並んである。

明治二十三年に警察官服規則が制定された。それにすれば正帽、正衣、紺衣、用事、巡査及番人等に分

類され、紺字及番人とした服装は上級に正帽及正衣に用ひ此服規則も制定した。正衣は紺字及番人で丈長く丈れ

丈の腰帶を付けて正帽を被る。紺字及番人等に正帽及正衣に用ひ此服規則の腰帶を用意し、正衣及紺字及番人等に付して神に

正帽及正衣には正帽及正衣を付した。これは正帽及正衣は白小倉であった。明治四十年には正衣の腰帶に大

腰帶を付けて正帽及正衣に用ひ此服規則の腰帶を用意し、正帽及正衣に用ひ此服規則の腰帶を用意し、正衣及紺字及番人等に付して神に

(一)白服は服装の性質上汚れ易くために相當多額の洗濯費を要し且東洋風の执行に際して不便な場合が少くない。

(二)警察補以下の出張官章は職務柄適切でない。

(三)巡査の相前章はあまり粗末にすぎる。

(四)警察官章以上の甲種外差しの相前章は階級の表示が明かでない。

(五)巡査の夏服及外差し相前章は時に不調の傷害を及ぼすことがある。

(六)服装規則はその制定古く爲に實状に即しない點がある。

これに次ぎ改正された服装の中でも特に顯著な改正點は、巡査部員及び巡査の相前章の改正であつて、從來半紺の多かつた赤線を廢して銀線を附し、銀色略日章を巡査部長は二箇所付は二箇所することにした。更に巡査部長、巡査の相前章改革も主要點であり、從来極めて粗末な真鍮打出しを改めて金色略日章をモール等の色紙を以つて覆被する様にした。

以上の如く警察官吏の服装は時代に應じ改善されてきたのであるが、終戦後民衆警察確立の事が叫ばれるに至るや、

全國警察官吏の心身を一新し、活動に便にして而も威儀あり温情あり民衆より好感を以て迎へられる如き服装を定むべく、これが全面的改革を企圖し現在に及んでゐる。

(2) 補 補 の 沿革

帝國の沿革は明治四年十月東京府にて巡査を受けた時を以て始まる。當時は帶刀を禁じて三尺の棍棒を携帯させた。その他

の府県でも皆棍棒を携帯させた様である。大阪府では棒の外に刀をも佩びてゐた。その理由とするところは我が國舊來

の警察権は半特殊部隊の威權の者にあつたこと、警察力の不足を蓄太・番太郎によつて補つてゐたが其の徒は單に棒を

持つにすぎなかつた沿革にもよるであらうし、又當時英國の影響を少からず受けた事などによるであらう。又警察

視察史稿はその理由として「術・警保を是れ旨とし、更に威儀の態あることを」からして警察の面目を一新し市民をして警察の力を安堵せしめるためとしてゐる。

明治八年十一月には全國的に警視、警部には帝國せしめたが、全國的に巡査の儀仗が認められるに至つたのは、明治十五年十二月のことである。即ち明治十五年十二月二百太政官達第六十三號を以つて、全國一律に巡査の官給を許した。之が動機となつた明

治十四年三月十六日警視監の内務省に提出した稟申を次に抄記しよう。

「從來本廳巡査をして三尺許りの木挺を携帶せしむるは騒亂の餘強賊の横行を防護するに必須なるが爲なりと雖も、今や一般帶刀を禁じ、佩腰刀を絶つて籍此の如きは實に無用なるのみならず、頗る粗野の態を免れず歐洲各國も亦巡査をして帶劍せしむるが故に本廳も亦此例に倣り今後帶を携用し………」と、
絃上の如く過去に於ける警察官吏の帶剣は護身の用とするよりは寧ろ警察官吏の威儀、品性、體裁の保持を主要目的と
して居り、大正初期に至る迄の社會平穏の時代には、刀身も小さく専ら品位と體裁を第一條件としてゐたが、大正七年の
米騒動を中心とする社會状勢の變轉に伴ひ護身用として改善されるに至つた。更に警察官吏の護身用として帶劍の外に必
要に應じて拳銃携帯を旨大正十三年十月一日内務省より府縣に訓令された。翌十四年三月十七日には訓令第九號を
以つて明治十七年の巡査帶劍心得を廢して、現行の警察官吏、武器使用規則を定めた。
更に終戦後警察の民衆化が叫ばれ一圓免懲犯が大規模に頻發するに及び全國警察官吏の帶劍を廢し拳銃を携行せしむ
べく全國せられつゝある。

(一) 教養制度の沿革

(1) 初任現任教養

(イ) 明治初年に於ける警察官吏は概ね舊幕時代警務事務を缺字してきた與力、同心又はその他の舊武士を徵募採用して
の任意奉行するところであった。

(ロ) 明治八年行政警察規則の發布を見、警察制度が漸次確立するや當時の警察官吏が法令に關する知識に缺け、且風儀
規律、學識、素養に於て遺憾の點多きに鑑み、明治八年十二月二十二日内務省達第百六十八號を以つて創めて巡査
召募規則を制定し全國同一の規定によつて巡査を召募すると共に採用上一定の條件を附した。而しそが教養に關して
は未だ定まつたる施設なく概ね各府縣共何等の教養を施すことなく採用後即ちに事務につかせた。この巡査召募規則
は明治十六年三月廢止され採用方法は各府縣をして適宜定めさせ内務省には出づべきこととした。

(ハ) 而るに之に側後して明治十三年四月より自由民權の旗幟を掲げて、政治運動が活潑過激となり、ために政府は明治十
三年四月集會條例を發布する等これが取締りのために幾多の法令を設けるに至つた。かゝる社會情勢の推移により直
接法令の執行に於ける巡査は此等法規の大要に通じ各般の法令を解説する知識を養成する必要を生じ、茲に各府縣は
漸次巡査教習所を設置し、初めて採用した巡査、新たに巡査に採用せんとする者或は既に巡査の職たり乍ら成績不良
の者を一定期間教養して實務につかせる傾向を生じた。東京警視本署第一課管理の下に明治十三年一月十六日巡査教
習所が設けられたが、これが我が國に於ける巡査教習所の滥觞である。

(ニ) 而してこれらの巡査教習所は各府縣がその必要に應じて隨意改置したものであり、教習を受くべき者に於て、教習
の方法學科に於て區々であつたばかりでなく、まだ全國的に普及しなかつた。而るに明治十四年十月には明治二十三
年を期して國會を開設すべき動議が湧起せられ、各種の政治團體は一齊に政權獲得を目的とする、公然たる政黨を組織し、その運動が増々熾烈を極めるにいたり、警察官吏の教養は益々その必要を増したので内務省は各府縣に巡査教
習所を設置し全國的に統一ある教養を施す要ありとし、明治十九年四月八日訓令を發し、自今新に召募する巡査は職務に服せしむる前に別に定むる教習規則により略々警察の要項を講授し實務を練習せしむべしとした。同時に巡査調
授例を定め現任巡査の教養の必要を訴へた。かくして各府縣は巡査教習所を設置して秩序的に初任巡査の教習を行つ
たがこの巡査教習所は未だ獨立の機關ではなかつた。

(ホ) 明治二十四年内務省は明治十六年三月以來各府縣適宜に委して區々であつた巡査採用方法を改め、九月三日巡査採
用規則を制定した。而來その内容に數次の改正を加へたものが現行の巡査採用規則である。

(ヘ) 明治三十一年七月七日内務省は訓令を發して巡査教習規則を定め、初めて採用した巡査は巡査教習所で二ヶ月以上必
要なる學科及び實務を教習し、教育期間の終末に於て試験を施し、該試験に合格した者でなければ警察署に配属する
ことが出來ない旨規定し、同時に現任教養をなすべき旨規定してゐる。これに内容の改正をなしたもののが現行の巡査
教習規則であり、この規則に基いて巡査教習所は獨立の一機關となつた。

(ト) 大正十二年五月十七日の回答及び通牒によつて巡査教習所は漸次警察練習所と改稱されるに至つた。

(2) 教育

警官定員表(明治20—大正7年)					
年	度	警察部長	副	警務課	監査部長
明治					
20.8					25,367
30.4					28,591
31.4					28,652
32.4					29,123
33.4					29,581
34.4					29,869
35.4					30,523
36.4					31,928
37.4					32,120
38.4					32,233
39.4					32,860
40.4					33,670
41.4					33,897
42.4					35,026
43.4					36,293
44.4					36,669
45.4					36,826
大正					37,308
2.4					37,712
3.4					38,879
4.4					40,418
5.4					41,161
6.4					42,266
7.4					

(イ) 警官練習所 明治十七年二月内務卿山縣有朋は内政改革の第一歩として中央に有力なる警察教育機關を設置するの要などを上申し、警官練習所を創設、開設費(ロイセン)警察大尉ウキルヘルム・ヘーン及び警察専長エミル・フキガセウスキーを招き各地方長官選抜からする警察官吏を収容して明治十八年四月開講した。これは明治二十二年三月廃止された。

(ロ) 警察監修學校 警官練習所廃止以来十ヶ年間全國統一の警察教育機關がなかつたが、偶々條約改正の機会にて居り、外國に信を傳る要ありとし、伊藤内閣の内務大臣芳川頼正之が計画をなし、内務省警官有松英義、内務省警務課長松井茂努力し、明治三十二年九月、再び國費を以つて警察監修學校が開校せられた。收容者は馬に設置した警察官練習所が地方長官の選抜にかかる警察官吏たるに比し、その趣を異にした。即ち志願者は何人に限らず試験の上自費入校を許し卒業者は試験を要せずして文官普通試験委員の登録を経て判任官に任用する資格を與へ、所謂警部補を作らんとする意圖であったが事實上は當分現職警察官吏のみの入學を許して居つた。而してこれも明治三十七年二月行政整理によつて又も廃止せられた。

(ハ) 警察協会 警察官練習所国内外の状勢は警察官吏の教養益々緊要あるものがあつたにも拘らず國家財政上國費を以つてこれが施設を設ける機運は到來しなかつた。これより先明治三十三年、有松・松井兩氏の奮力により警察協会の組織を見るに至つたが、已むなくこの協会の事業として全國會員より徵收した會費たる警察協会の經費を以つて明治四十二年二月警察官練習所を開いた。

(チ) 警察監修所 中央に於ける警察教育機關は以上の如き沿革を経國費を以つての創設後二回に亘るが、これも間もなく廃止され、而來私設開館たる警察協会の經費によつてゐたが警察教育機關の如きは、その警察職務の重要性よりして當然國費を以つて建設し並備せる施設のものとし警察精神の修養に警察必須學業の研鑽武道の修練をなし必要ありとなし。大正七年寺内閣の内務大臣後藤新平の主唱に基いて計畫され水野鍊太郎が内務大臣の時實現された。即ち大正七年五月警察講習所官制を發布し國費を以つて警察講習所を設置した。これが現在の警察講習所である。該講習所は内務大臣の管理に屬し、警察官吏若しくは消防官吏たるべき者に警察消防に関する學術及その運用を教授する所とし講習所長には内務大臣の指揮監督を受け、所務を管理することとなり、職員としては所長の外教授、助教授、講記を

支那貿易統計							
年	月	通關數額	通關數額	通關數額	通關數額	通關數額	通關數額
1911	11	277	1,002	2,426	5,000	37,502	67,746
1912	11	375	1,002	2,722	5,000	38,513	68,350
1913	11	375	1,007	3,002	5,000	38,505	68,785
1914	11	375	1,012	3,326	5,000	38,752	68,843
1915	11	318	1,700	3,000	6,375	38,701	68,484
1916	11	318	1,700	3,000	6,375	38,715	68,540
1917	11	318	1,700	3,007	6,375	38,704	68,587
1918	11	318	1,700	3,275	6,375	38,814	68,602
1919	11	317	1,702	3,500	6,375	38,814	68,607
1920	11	316	1,702	3,500	6,375	38,855	68,663
1921	11	320	1,832	3,504	6,350	38,855	68,663
1922	11	346	1,832	3,661	7,071	38,270	68,987
1923	11	351	1,688	3,753	7,444	34,715	68,402
1924	11	412	1,744	4,081	7,770	38,133	72,192
1925	11	417	1,795	4,342	8,456	32,125	78,083
1926	11	440	1,805	4,313	9,523	36,765	82,837
1927	11	477	1,913	5,229	10,118	37,791	88,480
1928	11	500	1,915	5,033	11,219	39,395	90,000
1929	11	561	1,659	5,216	10,469	60,561	78,468
1930	11	473	1,716	5,412	11,261	60,051	78,371
1931	11	456	1,715	5,384	11,629	64,306	
1932	11	479	1,714	5,374	11,404	64,404	93,917
1933	11	504	1,715	5,042	11,307	64,306	